

# 第四次地域管理経営計画書

## 第三次変更計画

(肱川森林計画区)

計画期間 [ 自 平成25年4月1日 ]  
[ 至 平成30年3月31日 ]

[ 変更年月 平成28年3月 ]

四 国 森 林 管 理 局

## 第四次地域管理経営計画（肱川森林計画区）の変更について

### 【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第6条第9項に基づき変更する。

- ① 主伐再造林の推進に伴う、主伐の追加と更新の追加
- ② 密度調整が必要な林分について間伐の追加

### 【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的事項  
(4) 主要事業の実施に関する事項

# 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## (4) 主要事業の実施に関する事項

### ① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	<u>44,391</u> 《15,927》	<u>111,288</u> (822)	<u>155,679</u>

注：《 》は分収林の収穫量で内書、( )は間伐面積である。

### ② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	<u>53</u>	<u>19</u>	<u>71</u>